

**令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する
技術的事項検討会議（第5回）
議事録**

1. 日時：令和6年8月15日（木）15:00-17:00

2. 場所：WEB会議

3. 出席者：

委員（◎座長）

肴倉 宏史 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域
(試験評価・適正管理研究室) 室長（研究）

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院
工学研究科都市環境工学専攻 教授

◎寺園 淳 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域
上級主席研究員

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

事務局 株式会社 Ahmy

4. 議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）e-wasteに関するバーゼル条約附属書の改正について

（2）「不適正ヤード」問題への対応について

3. 閉会

5. 配布資料

資料1 バーゼル条約におけるe-wasteに係る附属書改正とそれに伴う対応について

資料2 電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準案

資料3 「不適正ヤード」問題への対応について

参考資料1 令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議
(第4回) 議事録

6. 議事概要

1. 開会

環境省より、議事次第について説明。

2. 議事

(1) e-waste に関するバーゼル条約附属書の改正について

環境省より資料 1 について説明。

委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：資料 1 の 5 枚目について、第 3 回検討会議における非鉄全連の福田様のご発表で Zorba (ゾルバ) や Twitch (トゥイッチ) といった業界用語についてもご説明いただきいたため、これらがどこの定義に該当するかはっきりさせた方が良いと思い質問した。異物が多いゾルバは基本的には規制対象で、そうではないトゥイッチは基本的には規制対象外という整理ということで、大変分かりやすくなつたと思う。一方で、この 2 つ以外にも業界用語は多くあり、今回その 1 つ 1 つに対して整理することはしないが、今後必要であれば整理すべき。また、4 枚目のリチウムイオン電池 (LIB) について、LIB を含む e-waste は、A1181 又は Y49 該当とし、LIB については、安定している状態は規制対象外とするように提案いただいた。LIB は廃棄後に状態が変化することがあり、暖められたり押しつぶされたりすると、それまで安定であった物も不安定な状態になることがある。安定された状態で輸出されても、その後も規制対象外であり続けるわけではないとも考えられる。

高岡委員：資料 1 の 3 枚目で、ソーラーパネルは電池のコードには該当しないものの、規制対象となる有害物質を含むか否かで規制対象かどうかを判断するということだが、これまで規制物質となる有害物質を含むか否かで、ソーラーパネルがバーゼル条約の下で問題になった事例はあるのか。

環境省：確認して後日回答とさせていただきたい (※1)。

高岡委員：今後、ソーラーパネルのリサイクルはとても重要になってくる。そうすると、輸出してリサイクルすることもありえる。また、次世代型のペロブスカイトは、有害物質を含む物もあると思ったため、事例があるか質問した。

寺園座長：ソーラーパネルを規制対象品目として記載するのではなく、有害物質の含有の有無で規制対象かどうかを判断することになると、実際の分析や判断が難しくなると思った。ソーラーパネルのように、形状がわかりやすい物の事例が今後増えてくるかもしれないため、これからも検討していく必要があるかもしれない。

鈴木委員：質問ではないが、資料 1 の 5 枚目の破碎物の判断基準について、業界用語が多く存在するが、業界用語自体には厳密な定義がないため、業界用語を基に該非を判

断するのは危険であり、定性的な要件を明確にすることが大事であるが、前回の案に比べて今回はよく整理されていると思う。基本的には、規制対象外のものを明確に定義した上で、その残部が規制対象になるという形で定性的な要件を確定していくことが今後も必要である。

寺園座長：私の方から業界用語との関連性をもう少し明確にしてほしいという要求を出したために、一方で業界用語が強く影響を与えるのは控えたほうが良いという鈴木先生の意図であるかと思う。もちろん、ここでは異物の含有有無が重要で、B1010 と B1050 の定義がはっきりしていることが重要。

環境省：業界の方々にもお話を伺い、この整理で良いのではないかとご回答いただいた。現場の声も聞きながら、必要に応じて他の専門用語の物についても、規制対象となるかどうか考えていきたい。

寺園座長：本検討会議における該非判断基準案についての結論としては、基本的にこの整理で問題ないということで良いと思うが、他に意見はあるか。

肴倉委員：資料 1 の 3 枚目に成分分析の話があるが、分析方法や閾値が決まっているのか教えてほしい。電気・電子機器の分析はかなり難しいので、検討のポイントと思ったところ。

環境省：規制対象となる物質の閾値については担当者に確認して、後日回答させていただく。また成分分析の方法については規定されているが、詳細についても上記とあわせて回答させていただく (※2)。

寺園座長：補足させていただくと、昔は告示の別表第三の記載を基に、有害物質の分析が行われていた。例えば鉛については通常溶出試験によって基準値を超過していないか確認するが、例えば基板において、全体を分析するのか、基板を破碎して分析するのか、あるいはハンダが多そうなところを部品として考えて分析するのかというところの判断が難しい印象である。また、基本的には鉛が基準値を超過する可能性が一番高いということで、鉛を集中的に分析することも多いように思う。いずれにしても e-scrap などは、かなり雑多な物の集合であるため、どの部分を分析対象にするか過去の検討会でも多数議論があったが、中々明文化できず、最終的には、分解可能な最小単位の部品について分析をするという整理となり、これ以上の明文化はしていない。今回もこの整理が踏襲されているために、明示的に規制対象のリストに載っていない物については、有害物質の含有の判断がかなり大変になると思い、ソーラーパネルや LIB であればリストに載せて分析は必要無しとした方が判断に困らないと思った。

では、第 4 回検討会議での委員からの質問に対する回答と、省令改正案の修正については、本検討会議としては特に異論がないということで終了したいと思う。

（2）「不適正ヤード」問題への対応について

環境省より資料3について説明。

委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：今回第5回で、バーゼル条約に関する検討は一旦終了になるが、不適正ヤード問題については、まだ議論すべき内容が残っているため、今回第五回で頭出しを行い、今後の検討の場の設置方法については環境省で考えていただくことになっている。

資料3の①の平成29年の廃棄物処理法の改正の時の検討会にも私は関わっていたが、新たに有害使用済機器を作り、廃棄物処理法で有価物も含めて規制することで、上手く規制が機能することを期待していた。また、特に首都圏の千葉市、千葉県、茨城県などの自治体では、「不適正ヤード」問題について条例を作り対応してきた。ところが、一度法律を作ったり、改正たりした時点では、その後のフォローが難しいという問題があるため今回議論したい。②の規制対象について、平成29年の議論の時も、家電4品目及び小型家電28品目に限定していいのかという議論があり、例えば家庭用と区別が難しい業務用エアコン、農機具、無停電電源装置(UPS)などを追加するかどうか議論があった。当時は、鉛蓄電池の中でも特にUPSはこれから増えてくるだろうと予想していたが、現在は替わってLIBが普及しており、規制対象について再度整理する必要があるのではないか。また、2枚目の下の図について、全ての回収業者やヤード業者、輸出業者が適正に取り扱えば大きな問題にはならないが、欧米でもよく議論されるように、いわゆるチェリーピッキングという、良いところだけを取って、必要な部分をどこかに置いてくるという問題がある。ヤード業者だけの問題ではないが、ヤード業者の役割は大きく、周辺の住民へ不安も与えているということで、今回「不適正ヤード」問題を取り上げて議論していきたい。

ここで質問だが、①の都道府県からの集計である、有害使用済機器保管等届出制度の届出件数計547件というのが少ないと判断できる根拠を教えてほしい。定量的な根拠でなくても構わない。

環境省：他の調査をしているわけではないため、確定的に他の数字と比べて少ないという訳ではないが、1つの県だけであってもこの547件に匹敵する、あるいはそれより多い数のヤードがあると連絡してきた自治体がいる。届出をしていない事業者の中にヤードがどれほど含まれているのかはわからないが、国内には547件よりも多くのヤードがあると推測される。また、ある民間団体からは、外国人が経営するヤード業者に限っても何千社もあるという話も聞いている。他にも様々なところから法規制を求めるような声があがっている。

寺園座長：定量的な数字をつかむのは中々難しいということだと思う。届出対象のヤードに自動車関連のヤードを入れるのかどうか、規模の規定を入れるのか等を考えて、今

後必要であれば、情報収集・整理を行っていく必要があると思料。

鈴木委員：私は廃棄物適正処理推進センターで、廃棄物の措置命令を行政代執行する場合、基金から拠出するかどうかに関する運営協議会の委員長を長年にわたって担当している。廃棄物認定を経て、いわゆる「不適正ヤード」内の物が行政代執行の対象になるということは間々ある。この協議会の委員の中には自治体の方も多くいらっしゃるが、届出制である中、この届出件数が実態を反映していないのではないかという指摘もかなりある。

寺園座長：私も確たる数字があるわけではないが、ある県の集計件数を教えてもらった時に、全国としてはもう少し多いのではと推測していた。もう一つ桁が多いとも推測できる。補足だが、「不適正ヤード」には、例えばエアコン等の場合フロンの排出の問題、また盗品問題や他の環境以外の問題などが関連して存在している。

鈴木委員：「不適正ヤード」が議論されはじめた当初は、中々廃棄物認定がしにい面もあつたが、騒音や悪臭の問題などにより、総合判断説に従って廃棄物認定もできるようになり、廃棄物処理法の下での行政代執行も一部行えるようになった。「不適正ヤード」と言われているヤードを何件か見てきたが、それぞれに共通するのは、ヤードの中の物の流通経路が分かりにくいという点である。有害使用済機器が届出制である中、まずは届出制度が上手く機能しているのかどうか調査した上で、大まかでいいので流通経路をはつきりさせ、どこをターゲットに、どういう規制を加えていくのか議論するのが良いと思う。「不適正ヤード」事業者は、法規制のサンクション（制裁）の効果がある方ばかりではないという問題もあり、自治体がかなり逡巡している。現場で見ている私の率直な感想としては、かなり迅速に議論した方が良い喫緊の課題と思っている。対応方針としては環境省の整理で問題ないと思う。

寺園座長：届出状況については、都道府県の中での取り組みの濃淡もあると思う。私もいくつか話を聞いた限りでは、廃棄物処理法では、怪しいヤードについて、立入も可能なはずだが、実施にこのような対応をしている自治体としている自治体がいるはず。

高岡委員：「不適正ヤード」の問題は大きな問題と認識している。今後の対応についてはこれから議論すると思うが、有害使用済機器の保管だけでなく、ヤードの問題として広く議論してもいいのではと思料。循環経済の推進のために、部品や原料を保管しておくことが今後求められてくるとすれば、有害使用済機器の保管だけではなく、どこかの自治体が、再生資源物というような名前をつけているように、何かもう少し包括的に、ヤードを出た後の利用も含めて議論していく必要がある。今後の議論でこのような視点も入れていただければありがたい。

寺園座長：重要なご指摘だと思う。私もある県のヤード条例制定に関わったが、周辺住民の懸念部分への対応として規制が必要ではあるものの、資源循環の観点も大切。適正

な場所で資源循環を促進すべきという視点を持っていないと、どうしても廃棄物等に対して規制を厳しくするという観点のみで議論が進んでしまう。バランスが必要。そういう意味では、廃棄物規制課だけではなく関係者を巻き込んだ議論が必要。この「不適正ヤード」問題には、生活環境保全、資源循環、盗品対策、フロン対策等多数の問題がある。

環境省：先生方からお示しいただいたご懸念・ご意見を含めて、今後色々と検討していく必要があると感じた。今後の対応としては、立て付け上、平成29年改正で創設された有害使用済機器保管等届出制度の見直しということになるが、新たな規制を設けるという視点や、資源循環の観点から、どのような規制をかけば、「不適正ヤード」が無くなり、かつ資源循環にも役立つか今後議論していくよう、日々情報収集を始めていく必要があると考えている。

肴倉委員：「不適正ヤード」の定義がよくわからない。構造的基準や管理体制基準を明確にしないと、適正なヤードとして何を目指すべきかわからないと思われる。また、資源循環と生活環境保全の両方の意味合いがあるというのはわかるが、廃棄物や有害物に関連する対応としては、やはり生活環境保全が優先されるべきなのではと強く思料。資源循環ももちろん大事だが、両天秤にかけてしまうと焦点がぼやけるような気がした。この点、上手くコントロールする必要があると思う。

寺園座長：不適正ヤードは、居住域に近いところにも存在しており、生活環境に問題を起こしているということで有害使用済機器の管理が始まった。基準としては、保管基準と処分基準があり、保管基準の例としては、掲示を出す、囲いを敷く、有害物が流れないような床・地面にする、スクラップの高さは基本的には5メートル以下にする等である。これらの基準が、例えば騒音や振動など、住民が不安を感じるものに完全に合致していないということであれば、追加の基準を考えていく必要があるのかもしれない。肴倉委員のご発言の趣旨としては、生活環境保全は、廃棄物管理の文脈で優先すべきことであり、かつ最低限満たすべき条件であるということと理解している。私としては、生活環境保全だけを優先するとモグラ叩きのようになってしまう恐れがあり、また現在EUでは実質的に廃棄物管理と資源循環の両方を考慮に入れて循環経済を提唱しているため、日本においても同様の観点が必要ではないかという思いで発言した。それでは、「不適正ヤード」問題について、資料3の3枚目の1から4までの論点の実態把握が必要であり、その他にも生活環境保全や資源循環の観点からどう対応していくべきか、また今後議論するべき場について、環境省でご検討いただきたい。

3. 閉会

環境省：本日予定した議事は以上である。有意義かつ活発な議論を賜り感謝申し上げる。本日の議事概要是委員への確認後、環境省のウェブサイトに掲載する。本日の第5回検討会議での議論を踏まえて、8月下旬に省令改正案と該非判断基準案のパブリ

ックコメントを行う（8/24～9/22で実施）。その後、10月下旬にパブリックコメントへの回答を公表するとともに、改正省令の公布と、環境省ウェブサイトに該非判断基準の公表を行う。改正省令の施行と該非判断基準の運用については、令和7年1月1日からとなる。

また、本検討会議については、本日の第5回検討会議をもって、予定していた検討議題の議論は完了とさせていただく。今後も、「不適正ヤード」や、必要に応じて鉛蓄電池の海外における処理に関する議論が必要と考えており、その際には引き続きご議論いただきたいため、本検討会議は開いたままの整理とする。「不適正ヤード」については、新たに有識者会議を令和6年度内に設置する。

以上で第5回の検討会議を終了する。

※1

規制物質となる有害物質を含むか否かで、ソーラーパネルがバーゼル条約の下で問題になった事例があるか。

＜回答＞

弊省にてそのような事例は確認できておりません。

※2

規制対象とするかを判断する際の、分解可能な最小単位について行う成分分析について、分析方法や閾値は決まっているのか。

＜回答＞

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」の別表第六に各物質の閾値等が記載されている。その中には廃棄物処理法の「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」を引用しているものもあり、当該項目については原則として昭和48年環境庁告示13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に則った検定を行う。その際には、分解可能な最小単位として、手解体できる程度に構成部材に分け、構成部材ごとに検定を行う。また、当該検定方法で複数の有害物質が基準値を超えた場合には、複数のコード該当となる。